

商 標 登 録 出 願

1 商標登録出願の概要

商標登録を受けたい者は商標登録出願をしなければならない。商標登録出願をするには、商標登録を受けたい商標、その商標を使用する商品、役務を記載した願書の特許庁に提出することを要する。商標登録出願がなされたときには、願書に記載された出願商標、商品、役務の内容を記載した公開公報が発行される。

2 商標登録出願人

商標登録出願人となりうる者

自己の業務に係る商品、役務について使用する商標について商標登録を受けようとする者は、商標登録出願をして商標登録出願人となることができる。たとえば、甲が商品「茶わん」を製造、販売しており、甲が商標「おもむき」、商品「茶わん」について商標登録を受けようと考えたときには、甲は商標登録出願をすることができる。

団体商標

社団法人等はその構成員に使用させる商標すなわち団体商標について商標登録出願を行なうことができる。たとえば、甲農業協同組合が組合員に商品「す

いか」について団体商標「花火」を使用させるときには、甲農業協同組合は自己が商品「すいか」について商標「花火」を使用しないときにも、団体商標「すいか」について商標登録出願をすることができる。

商標登録出願人となりうる者すなわち商標権者となりうる者は、自己の業務に係る商品、役務について商標を使用する者であるのが原則であるが、団体の構成員が商標を使用することが予定されていることもあり、このような商標が団体商標として商標登録出願されたときには、この団体商標は商標登録を受けることができる。たとえば、上述の例で、甲農業協同組合自体は商品「すいか」について商標「花火」を使用しないのであるから、原則からすれば甲農業協同組合は商標「花火」について商標登録を受けることはできないが、甲農業協同組合が組合員に商品「すいか」について団体商標「花火」を使用させるときには、甲農業協同組合に団体商標「花火」を商標登録する。

なお、団体商標に係る商標権がその構成員に商標を使用させる団体以外の者に譲渡されたときには、譲渡された商標権は通常の商標権となる。たとえば、甲農業協同組合が団体商標「花火」に係る商標権をすいか生産農家である乙に譲渡したときには、その商標権は通常の商標権となる。

団体商標は団体の構成員に商標を使用させることを前提としており、団体でない者などに商標権が譲渡されたときには、通常の商標権となる。

地域団体商標

事業協同組合等はその構成員に使用させる商標であって、その商標が地域の名称を含むときには、そのような商標すなわち地域団体商標について商標登録を受けることができる。たとえば、甲町漁業協同組合は構成員に使用させるために、地域の名称「甲」を含む地域団体商標「甲あわび」について指定商品

「あわび」とする商標登録出願をすることができる。

なお、商標権は譲渡することができるのが原則である（商標権9参照）が、地域団体商標に係る商標権は譲渡することができない。

地域団体商標は特定の事業協同組合等に限って商標登録を受けられるのであるから、地域団体商標に係る商標権の譲渡を認めるのは適切でない。

また、商標権については専用使用権を設定することができるのが原則である（商標権5参照）が、地域団体商標に係る商標権については専用使用権を設定することができない。

地域団体商標は特定の事業協同組合等に限って商標登録を受けられるのであるから、地域団体商標に係る商標権についての専用使用権の設定を認めるのは適切でない。

商標登録出願により生じた権利の譲渡

商標権を譲渡することができるのと同様に、商標登録出願をした者は商標登録出願により生じた権利を譲渡することができる。たとえば、甲が商標登録出願をしたときには、甲は乙に商標登録出願により生じた権利を譲渡することができ、この場合には乙が商標登録出願人となる。

また、商標権の一部を譲渡することができるのと同様に、商標登録出願により生じた権利の一部を譲渡することもできる。たとえば、商標登録出願人甲は乙に対して商標登録出願により生じた権利の一部を譲渡することができ、この場合には商標登録出願により生じた権利は甲と乙との共有になる。

共同出願

複数の者が共同で商標登録出願を行なうことができる。たとえば、甲と乙と

が共同で商標登録出願を行なうことができ、この場合に商標登録がなされたときには、商標権は甲と乙との共有になる。

なお、商標登録出願人が複数の場合には、他の商標登録出願人の同意を得なければ、商標登録出願により生じた権利の持分を譲渡することができない。すなわち、各共同商標登録出願人は自己の商標登録出願により生じた権利の持分を譲渡することができるが、他の共同商標登録出願人すなわち他の商標登録出願により生じた権利の共有者の同意を得なければ商標登録出願により生じた権利の持分を譲渡することができないという制限を受ける。たとえば、商標登録出願により生じた権利が甲と乙との共有の場合には、甲が自己の商標登録出願により生じた権利の持分を丙に譲渡するには、乙の許可を受けなければならない。

商標権が共有のときには、他の共有者の許可を受けなければ、各商標権者は自己の商標権の持分を譲渡することができないのと同様の理由から、商標登録出願により生じた権利の他の共有者の同意を得なければ、商標登録出願により生じた権利の持分を譲渡することができないとした。上述の例では、丙の商品の品質などによっては共有者乙の利益を損ねる場合がある。

3 出願手続

願書

特許庁に商標登録出願をするには、願書を提出しなければならない。

この願書には商標登録出願人を記載する。なお、上述の如く、複数の商標登録出願人を記載してもよい。

商標登録出願がなされて商標権が成立すると、商標登録出願人が商標権者となるから、将来の商標権者が誰であることを明確にしておく必要がある。

つぎに、願書には商標登録を受けようとする商標すなわち出願商標を記載する。

出願商標が文字のみからなるときには、その文字を願書に記載して、標準文字による商標登録出願であることを明示すると、特許庁長官があらかじめ定めた一定の文字書体（標準文字）による出願商標として審査され、商標登録される。ただし、標準文字による商標登録出願をするときには、特許庁長官により指定された文字以外の文字は使用することができず、横書きにしなければならず、1段書きにしなければならず、文字の大きさ（ポイント）を同じにしなければならないなどの制限を受ける。

さらに、願書には指定商品、役務およびその指定商品、役務の区分を記載する。

この商品および役務の区分は商品、役務を45に区分したもので、商品および役務の区分に属する商品、役務を記載した表すなわち分類表によれば、たとえば商品「茶わん」は第21類に属するとされている。したがって、商品「茶わん」について商標登録を受けようとするときには、指定商品の区分を「第21類」と記載し、指定商品を「茶わん」と記載する。

また、指定商品、役務として複数の商品、役務を記載することができる。この場合、複数の商品、役務が複数の区分に属してもよい。たとえば、出願商標「おもむき」を商品「茶わん」および役務「茶道の教授」に使用しようとするときには、指定商品、役務としては「第21類」、「茶わん」および「第41類」、「茶道の教授」と記載する。

また、指定商品、役務として具体的な商品、役務の上位概念を記載すること

もできる。たとえば、指定商品として「洋服だんす」と記載してもよく、また指定商品として「たんす類」と記載してもよく、さらに指定商品として「家具」と記載してもよい。この場合、「家具」には「たんす類」、「机類」、「いす類」などが含まれ、また「たんす類」には「食器戸棚」、「茶だんす」および「洋服だんす」が含まれる。

出願手数料

商標登録出願をするには、特許庁に願書を提出するとともに、出願手数料を納付する必要がある。

商標登録制度は、登録商標を独占的に使用することができる商標権を付与することにより、商品、役務の取引秩序を維持して、商標を使用する者の利益を保護するとともに、消費者が期待を裏切られることがないようにする制度であり、商標登録出願をすることを推奨すべきであるが、商標登録出願人は商標権を取得して経済的利益を得る可能性があるのであるから、公正の観点から商標登録出願人に商標登録出願の際に経済的負担を課す。

4 出願公開

商標登録出願の願書に記載された内容は、すみやかに公開公報に掲載される。

商標登録出願人でない者が出願商標と同一または類似の商標の使用を開始し、その後に出願商標が商標登録されて商標権が発生したときには、商標の使用を開始した者はその商標の使用を停止しなければならず、この場合使用する商標を変更するには多くの費用を要することがあるから、新たに商標を使用

しようとする者は後述する登録公報により既登録商標を調査するとともに、公開公報により出願商標を調査すべきである。たとえば、甲が出願商標「おもむき」、指定商品「茶わん」について商標登録出願をしたのちに、乙が商品「茶わん」についての商標「おもむき」の使用を開始し、その後甲がこの出願商標「おもむき」について商標権を取得したときには、乙は商品「茶わん」についての商標「おもむき」の使用を停止しなければならなくなり、乙が商品「茶わん」に使用する商標を「おもむき」から他の商標に変更しようとするときには、通常多くの費用を要するから、乙は商品「茶わん」についての商標「おもむき」の使用を開始する前に、公開公報により出願商標を調査すべきである。

5 金銭的請求権

商標登録出願がなされたのちに、第三者が出願商標を指定商品、役務に使用することにより、商標登録出願人に業務上の損失が生じたときには、商標登録出願人は出願商標を指定商品、役務に使用している者すなわち出願商標使用者に対して、商標登録出願人に生じた業務上の損失に相当する額の金銭を請求する権利すなわち金銭的請求権を行使することができる。たとえば、甲が出願商標「おもむき」、指定商品「茶わん」について商標登録出願をしたのちに、乙が商標「おもむき」を商品「茶わん」に使用することにより、甲に業務上の損失が生じたときには、甲は乙に対して金銭的請求権を行使することができる。

商標登録出願人が出願商標を使用することにより、出願商標に信用が化体することがある。一方、商標権は審査を経て成立するから、出願商標に信用が化体したとしても商標権が成立していないことがあり、この場合には商標登録出

願人は出願商標使用者に対して差止請求、損害賠償請求をすることができない。しかしながら、出願商標に信用が化体しているにもかかわらず商標権の成立までは出願商標使用者に対して何の権利も主張することができないとすると、商標登録出願人は経済的損失を被ることになる。そこで、商標登録出願人に金銭的請求権を認めた。たとえば、上述の例で、甲が出願商標「おもむき」を使用して指定商品「茶わん」を製造、販売した結果、出願商標「おもむき」に信用が化体した状態で、乙も商標「おもむき」を使用して商品「茶わん」を製造、販売したときには、甲の製造、販売する茶わんと乙の製造、販売する茶わんとの出所の混同が生じて、甲に業務上の損失が発生することがある。このような場合に、甲は商標権の成立までは乙に対して何の権利も主張することができないとすると、甲は経済的損失を被ることになる。そこで、乙が出願商標「おもむき」を使用したことにより甲に業務上の損失が生じたときには、甲が乙に対して業務上の損失に相当する額の金銭を請求することを認めた。

商標登録出願人が出願商標使用者に対して金銭的請求権を行使するには、出願商標、指定商品、役務等を記載した書面を提示して警告をしなければならない。しかも、金銭的請求権を行使することができるのは、警告後の出願商標を指定商品、役務に使用することにより商標登録出願人に生じた業務上の損失に対してである。たとえば、上述の例で、甲が乙に対して金銭的請求権を行使するには、甲は乙に出願商標「おもむき」、指定商品「茶わん」等を記載した書面を提示して警告をしなければならず、しかも甲が乙に対して金銭的請求権を行使することができるのは、警告後に乙が商標「おもむき」を商品「茶わん」に使用することにより甲に生じた業務上の損失に対してである。

金銭的請求権を行使するには、出願商標使用者が出願商標を指定商品、役務について使用したことによって、商標登録出願人に業務上の損失が生じたこと

を要するが、出願商標使用者は商標登録出願人に業務上の損失が生じたことを知ることができないことがある。そこで、商標登録出願人が警告したにもかかわらず、出願商標の指定商品、役務についての使用を継続している出願商標使用者に対して金銭的請求権を行使することを認めた。

なお、出願商標について商標権が成立しなかったときには、たとえ商標登録出願人が出願商標使用者に対して警告を行っていたとしても、金銭的請求権は初めから生じなかったものと見做される。

もし、商標権が成立しない出願商標についても金銭的請求権を行使することができるとする、商標登録要件を充足しない出願商標の使用に対して金銭的請求権を行使することを認めることとなり、不合理である。

このように、出願商標使用者が商標登録出願人から警告を受けたとしても、出願商標について商標権が成立しなかったときには、金銭的請求権は初めから生じなかったものと見做されるから、出願商標使用者としては、商標登録出願人は商標登録要件を充足していないと判断すれば、指定商品、役務についての出願商標の使用を継続することができる。

また、金銭的請求権は商標権が成立した後でなければ行使することができない。すなわち、実際に金銭的請求権を行使することができるのは、商標権が成立した後である。

もし、商標権の成立前に金銭的請求権の行使を認めたときには、出願商標について商標権が成立しないことが確定したとき、商標登録出願人は出願商標使用者に対して受け取った金銭を返還しなければならない、関係が複雑となってしまう。

以上は第三者が出願商標を指定商品、役務に使用した場合について説明したが、第三者が出願商標を指定商品、役務と類似の商品、役務に使用した場合、

登録商標と類似の商標を指定商品、役務と同一または類似の商品、役務に使用した場合にも同様である。

(内容は平成19年9月1日現在)